

第1回独立行政法人改革に関する有識者懇談会議事概要

日 時：平成25年2月28日（木）17:00～18:30

場 所：合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：稲田行政改革担当大臣、寺田副大臣、山際大臣政務官

岡本委員、梶川委員、榎谷委員、小林委員、田淵委員、土居委員、中里委員、永里委員、林田委員

概 要：

○冒頭、稲田行政改革担当大臣、寺田副大臣、山際大臣政務官より御挨拶。

○委員の互選により、榎谷委員が座長に選任された。また、榎谷座長の指名により、永里委員が座長代理に任命された。

○寺田副大臣より、資料2に沿って、独立行政法人改革の検討の視点について説明があった。

○事務局より資料3-1に沿って、独立行政法人改革に関するこれまでの経緯と現状について説明を行い、その後、各委員による意見交換を行った。各委員の主な発言は以下のとおり。

（委員の主な発言）

- ・独法をはじめパブリックセクターのマネジメントの在り方について検討が必要。独法は計画の立て方、その実施が甘いのではないか。
- ・財政規律と法人の自主性、裁量性のバランスのとり方が重要。独法制度改革だけでなく、予算制度改革、公務員制度改革などもあわせて一体的に広い視野から行革を進めることが必要。制度創設時は法人を性善説に立って制度設計したが、発足後10年超経過した今、顕在化した課題を踏まえ、改めて見直すべき。
- ・効率化という視点もあるが、むしろ政策の執行主体として有効な機能を果たせるような改革を進めるべき。監事の役割強化など、統制機能を組織内部に作るのが重要。時の政策課題に順応するため、組織・人事のフレキシビリティが重要。期限付任用などを活用すべき。
- ・研究開発法人について、独法制度の枠組みの中に置かれていることのメリットとして、①予算の柔軟性、②組織設計の重要性、③ミッションの明確化や評価の導入があげられるが、他方、研究開発はリスクを伴うものであり、それを踏まえた特例が必要ではないか。個々の検討課題について、制度的に対応すべきものか、個別に対応すべきものかを検討すべき。研究開発法人は、統制しすぎては育たないのではないか。独法に改善のインセンティブをどのように持

たせるかが重要。例えば、自己収入を拡大した場合に、運営費交付金が減らされるというのは逆インセンティブとなる。改革の努力を評価することも重要。

- ・研究開発法人のマネージメントについては、横串を一本通すことも必要。評価結果が生かされる必要がある。
- ・会社法の考え方を参考にしたガバナンスを検討すべきではないか。改革を実現し、その改革した制度を定着させ、一定期間、安定的に運営させることも必要。評価が多様な業務に応じた優劣がつけられておらず、漫然となされている。優先順位を明確にすべき。
- ・独法は税金を使って運営されているので、統制を受けるべき。自由となるなら、自立的に運営させる、すなわち民営化を行うべき。財政規律と裁量性のバランスをとることが重要。目標を明確に設定すべき。その上で、情報開示のもと、事後評価が重要。
- ・研究開発について、画期的研究成果を出すことと効率性を追求することは必ずしも両立しない。他方、野放図にしておくと、多くの時間と資金が投入されることになってしまうので、評価のPDCAサイクルを確立させることが重要。独法改革は、他の行革の課題とセットで進めることが必要ではないか。
- ・改革を進めるに当たっては、データに基づき具体的に進めるべき。国民からの監視が働くよう情報開示も必要。

(以上)